

地域密着で67年！信頼と実績の山手葬祭協同組合がお届けするお役立ち情報 Vol.006

保存版

Palette

[パレット]

●発行者：山手葬祭協同組合 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-33-3 TEL. 03-3302-1710



●発行日／2017.1.16



<http://yamate.or.jp>

事前相談ってこんなに良いことがあるんです！
何をすべきか明確になるので前向きな生き方につながります。

弁護士 渡辺清朗先生の法律コラム 相続放棄について

葬儀ワンポイントアドバイス その6 良い葬儀社の選び方(2)

仏教の三大聖樹

税理士 高橋裕義先生の税務コラム 遺産分けの未分割のお話

お薦めの逸品「平成記」

たった1日でお葬式の事丸わかり！
2017年4月9日(日) 葬儀知識基礎講座＆検定3級

開催報告▶渋谷区勤労者福祉公社様主催 「お葬式のこと知っておこう勉強会」開催しました。
葬儀の事前相談の勧め 山手葬祭協同組合がお近くの組合員をご紹介します

2面

3面

4面



今回の電話は、読書を取り上げようと思います。ご紹介したい逸品は、「平成紀」という小説です。今から二十八年前、昭和天皇が崩御され、新しい元号に変わったときの事を、一人の報道マンの目を通して書いた話です。

おりしも昨年、今上陛下がメデイアを通じ、ご自身のお気持ちを率直にお伝えになられた報道が流れ、千数百年の時を越えての古いしきたりなども含め、陛下の用心配なご様子も、多分にうかがえました。御崩御という事態に、その時の官邸でどんなことが、どのように起きたのか…。元号の始まりの大化から、脈々と受け継がれた昭和の次の元号は、国民が主権者の国となって初めて決められる元号であること。だから、政府がその手続きをどのように進めたのかを国民が知る必要があること…。大変興味の深い所であります。当時テレビで、小瀬官房長官が「平成」と改元する事を発表したのは記憶に新しいものの、この元号は誰が考案し、どのような過程を経て決められていったのか…と、いう謎解き。



（記事／杉田伊紗武）

帝アーチを通り、ご自身のお気持ちを率直にお伝えになられた報道が流れ、千数百年の時を越えての古いしきたりなども含め、陛下の用心配なご様子も、多分にうかがえました。御崩御という事態に、その時の官邸でどんなことが、どのように起きたのか…。元号の始まりの大化から、脈々と受け継がれた昭和の次の元号は、国民が主権者の国となって初めて決められる元号であること。だから、政府がその手続きをどのように進めたのかを国民が知る必要があること…。大変興味の深い所であります。当時テレビで、小瀬官房長官が「平成」と改元する事を発表したのは記憶に新しいものの、この元号は誰が考案し、どのような過程を経て決められていったのか…と、いう謎解き。

また、その時の政府の知らざる思惑…。記者・編集者の方たちに対する接し方、人間関係の築き方に、この本を書いた作者の人柄がにじみ出ているとも思います。さらに、この本を書いた作者の方たちに対する接し方、人間関係の築き方に、この本を書いた作者の人柄がにじみ出ているとも思います。

多くの経験を源に、リアリティーと臨場感を伴い読み進むにつけ、報道というものについても考えさせられる本でした。この逸品を手にしている頃は、秋深し：そして秋の夜長の頃…。本を読みながらの感動は、この上ない喜びでもありました。

第7期生受講申込受付中!!

大人気！大注目！たった1日でお葬式の事丸わかり！

One Day
ワンディ講座

葬儀知識基礎講座＆検定 3級

2017年

4月9日

日

無料

本講座は、葬儀組合の社会事業の一環として開催される講座です。

会場

玉川総合支所4階(第一集会室)

■東急大井町線「等々力駅前」
電話：03-3702-1675 世田谷区等々力3-4-1

定員

先着30名様

※定員になり次第〆切らせていただきます。予めご了承下さい。

●お申込・お問い合わせは……

地域密着で67年！信頼と実績の**山手葬祭協同組合**

午前10時～午後6時(日曜、祝祭日も可)
までお気軽にお電話ください **TEL.03-3302-1710**

2016年
10/23(日)
「お葬式のこと知っておこう勉強会 初級編」が渋谷区勤労福祉会館にて開催されました。当日はお天気にも恵まれ、多くの方にご参加いただきました。今回、お陰様で募集定員を超えるお申込を頂戴し、皆様の関心の高さを感じます。今後もしもの時に不安になりましたりがとうございました。今回、お問い合わせ提供を積極的に行つた、講座の定期開催も目指しておりますので、是非次回、ご家族、ご友人、知人などお誘いいただきご参加いただければ大変嬉しく思います。

開催報告 初級編 渋谷区勤労者福祉公社様主催 無事開催終了となりました

いざというときに
困らないために
事前相談をお薦めします

**お近くの組合員を
ご紹介します**

地域密着で67年！信頼と実績の

山手葬祭協同組合

事務局 **TEL.03-3302-1710**



事前相談つてこんなに良いことがあるんです！

前号で事前相談とは、その時に「不安」や「疑問」等を解決しておき、法律の分野でも紛争やトラブルが起きる前に、それを回避するための法律的な措置をとつておくとお話ししました。葬儀に対し

て故人の遺志が明確でない場合や、特に急な不幸の場合には、遺族は悲しみにくれ、混乱のなか葬儀社と話をしなければなりません。そのような状況で、自分たちの要望を、何を手掛かりに伝えたらしいでしょうか。

昨今葬儀社は代々その地元で営業してきた業者やTVCマーチャル等展開している互助会系、インターネットを活用し営業している業者等様々存在します。実は病院の靈安室管理を専門としている業者すら存在しています。その数多い葬儀社の中から選択してゆくわけですが、まずは地元に長く営業されている業者に伺ってみてはいかがでしょうか。地元で長く営業されている業者にとっては、それが実績があるということは、それなりの良い理由があればこそだと思うからです。また、事前相談は数社からお話しを伺った方が良いで

しょう。数社からお話を伺つておけば、各社の良いところ、悪いところを比べられます。だからこそ事前相談は健康で時間の余裕があるときにするべきなのでしょう。死というタブーを見つめ、準備すり、最終的に「よく生きる」これが、「前向きな生き方」につながり、最終於に「よく生きる」とつながると思います。



るという行為自体が「死の自己受容」や「前向きな生き方」につながります。

業者等様々存在します。実は病院の靈安室管理を専門としている業者すら存在しています。その数多い葬儀社の中から選択してゆくわけですが、まずは地元に長く営業されていますが、まずは簡単相談シートな

当組合でも用意しておりますが、事前相談簡単チェック表があります。まずその様なツールを利用してみてはいかがでしょう。葬儀相談は葬儀自体の相談と一言で収まりません。介護、看病の希望や葬儀自体の要望や菩提寺様の有無、墓所や埋骨の希望。また、相続等に及びます。自分の終末期における様々な事柄等、その膨大に

じょう。数社からお話を伺つておけば、各社の良いところ、悪いところを比べられます。だからこそ事前相談は健康で時間の余裕があるときをするべきなのでしょう。

死というタブーを見つめ、準備すり、最終的に「よく生きる」とつながると思います。

事前相談って良いこといっぱい！



及ぶ相談科目を整理するのですが、事前相談簡単チェック表があります。まずその様なツールを利用し、近隣の地元のハーダルが高くなるのは当然だと思います。が、まずは簡単相談シートなるツールを利用し、近隣の地元の

葬儀社さんに伺つてみてはいかがでしょうか。それも一回の相談ではなく、納得するまで何回も相談すべきだと思います。くれぐれも脅迫的に相談するのではなく、体力が十分にある時こそ良い時期だと思います。

事前相談を重ねることで、徐々に自分の気持ちも定まっていき、そこはかとなくある不安もなくなってゆき、何をしておかなければならぬか明確になってゆくと思思います。そして、その意志は遺された家族にも伝わると思います。

(記事／豊泉普文)

「相続放棄」について



辯護士 清朗
邊渡



皆さん、こんにちは。今回は、「相続放棄」という制度についてご説明します。相続は、相続人が相続の開始（人の死亡）を知らない間に発生します。そして、も、当然に発生します。そして、

プラスの財産（預金・不動産等のみならず、マイナスの財産（借入金・買掛金等）についても承認されます。

プラスの財産よりもマイナスの財産が大きい場合、相続人は家庭裁判所に申述することにより、相続放棄の手続をとることができます。この場合、相続人は、自己のため相続の開始があつたことを知ったときから、原則として3か月以内に申述をする必要があります。また、被相続人の死亡後3か月を経過した後に、債務の存在が明らかになつたような場合、例外的に相続財産が全く存在しない

月以内に申述をすることになります。また、被相続人の死亡後3か月以内に申述をする必要があります。この場合、相続人は、自己のため相続の開始があつたことを知ったときから、原則として3か月以内に申述をする必要があります。また、被相続人の死亡後3か月を経過した後に、債務の存在が明らかになつたような場合、例外的に相続財産が全く存在しない

と信じるについて相当な理由があります。



は、相続放棄についてご説明します。

今回

は、相続放棄についてご説明します。

あると認められるときには、相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、相続財産の存在を全く知らなかつた相続人を保護したものでした。

また、相続放棄は単純承認とみなされた後にはすることができます。

なお、被相続人の入院費の支払いや葬儀費用の支払いは、不相応に高額でない限り、「財産の処分」には該当ないとされています。

たため熟慮期間の3か月を経過した後にはすることができます。

存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

(記事／上原明夫)

あなたが相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

あなたが相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これ

を認識可能な時から熟慮期間を起算できるとの最高裁判例があります（最判昭59・4・27）。これは、

前号の三つのポイント（◎なんといつても地域に根差した葬儀社であること、◎担当者が一貫して対応してくれる葬儀社であること、◎あなたが希望している葬儀社であること）に続き、残りの二つについてお話しします。

四つ目は「**詳細且つ総額表示の見積書を提示していること**」です。

葬儀費用の価格提案では大きく分けて二つの方式があります。一つはセットとかコースといった提案方式で、祭壇や棺といったいくつかの項目を予め組合せて提案している方式で、もう一つは全ての項目が明示されていないければなりません。先が明示されている必要が有ります。また全ての項目が明示されている必要が有ります。また全ての項目が明示されています。返礼品や料理のようになっている場合で、返礼品や料理のようになっています。そして、いずれの方の場合は、当然一つずつ選択する必要があります。また全ての項目が明示されています。

五つ目は「相談や打合せの際に、話をしつかりと聞いてくれることです。

一方的に自社のセールスは皆様方のご希望や不安点を伺う姿勢がある葬儀社が良いです。友人・知人などから良い情報を得た葬儀社へ「事前相談」に行き、不安や不明な点を冷静な状態でスタッフと話しをしながら、自分の家に合った葬儀形式を検討することをお勧めします。

六つ目は「悟りを開いたところの樹【サンスクリット語で「ビッバラ】

「悟りを開いたところの樹」「ムユウジュ」【サンスクリット語で「アシュカジュ】

ゴータマブッダ（お釈迦様）の縁の三本の樹のお話です。

前回、遺産分けの話し合いがまらない場合の相続税の取り扱いをお伝えしました。遺産分けの話し合いがまともられないというイメージを持つ方が多いと、裁判など、「相続争い」をしているイメージを持つ方が多いと思いますが、必ずしもそうとは限りません。たとえば、遺産である実家を売つて分けるか、相続人が自分で使うか未定という場合、これまで話し合いで決めていました。相続税の申告期限が迫っていても、あって話し合いで決めません。亡くなつて一〇ヶ月以内に相続税の申告と納付を行つておけば、あとは時間をかけて検討し、こちらが満足の行く値段で売ることになつたら、その時点で遺産分割を行い、誰が相続するか決めます。

下げて売らざるをえなくなる、「売り急ぎ」をしなくて済みます。売るかどうするか、時間をかけて検討することができるので。ただし、前回お伝えしたように、小規模宅地の評価減特例は、遺産の取得者が決まらないと適用を受けられませんから、注意が必要です。

遺産が未分割の状態で申告する場合には、一定の書類を申告書にあわせて提出しておけば、申告後三年以内に遺産分割が決まった際には、小規模宅地の評価減特例を受けることができます。通常は、こ

税務 遺産分けと相続税の申告(2)

税理士 高橋 裕義